

令和7年度生活困窮世帯支援活動助成事業 実施要項

1. 目的

三田市内で実施される生活困窮世帯の孤立を防ぎ自立を目指す支援を主な目的とした地域福祉活動に対して助成金を拠出することにより、安定的な活動運営や新たな活動醸成を促進し、より一層の地域福祉の充実・推進を図る。

※ 生活困窮世帯…就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮すると共に、社会的な孤立により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯。

2. 助成対象

(1) 主体

5人以上で構成され、代表者等の役員体制が整っている団体

※ 1団体につき、1事業に限る。

(2) 活動

生活困窮世帯の社会的な孤立防止と自立支援を主な目的とし、三田市内で概ね月1回以上実施される地域福祉活動

例 子ども食堂、地域食堂、学習支援、また、それらの活動に付随し、食品・生活用品の配布（配食、宅食）等を行っている活動

(3) 期間

令和7年度内

(4) 留意事項（助成要件等）

- ① 行政、社会福祉協議会、学校関係者、地域住民（民生委員・児童委員、区・自治会、まちづくり協議会、ふれあい活動推進協議会等）との協力体制があること。
- ② 代表者、会計が定まっており、金融機関の口座及び通帳を所有していること。
- ③ 営利や政治・宗教又は思想活動を目的とする活動ではないこと。
- ④ 社会福祉法人や企業等が主として行う社会貢献活動ではないこと。
- ⑤ この事業以外にも助成・補助を受けている場合、同じ領収書で重複する手続きを行っていないこと。
- ⑥ 助成金の未執行分は返金すること。
- ⑦ 新規団体における上半期の助成未執行分は下半期に流用できないため、返金すること。
- ⑧ 活動の休止等があった場合には速やかに報告すること（返金の場合あり）。

3. 助成枠組みと助成額

既存申請団体	助成額	申請期日	報告期日
（年間助成）	40,000円（※1）	令和7年5月14日（水）	令和8年4月3日（金）

（※1）応募多数の場合は、予算の範囲内で按分する。

応募締め切り時に助成額に達しない場合は、下記記載のとおり残額を年度内新規立ち上げ団体支援に活用する（先着順）。

○新規申請団体【上半期・下半期ともに申請】または【上半期のみ申請】に適用

新規立ち上げ	助成額	申請期日	報告期日
(上半期助成)	20,000円	令和7年7月4日(金) ※7月末までに初回実施	令和7年10月3日(金)
(下半期助成)	20,000円	<u>令和7年10月17日(金)</u>	令和8年4月3日(金)

○新規申請団体【下半期のみ申請】に適用

新規立ち上げ	助成額	申請期日	報告期日
(下半期のみ助成)	20,000円	<u>令和7年12月5日(金)</u> ※12月末までに初回実施	令和8年4月3日(金)

4. 対象経費

年度内の活動にかかる飲食費、会場費、消耗品費、備品費、印刷費、講師謝礼、保険代(※2)、見守り電話の電話代等。原則、以下に該当する用途でなければ特に限定しない。また、様々な収入源があってもこの助成金を優先的に活用することとする。

対象外経費：① 実施内容を企画するための打合せにかかる費用 ② 旅行や会場等の下見にかかる費用
③ お酒代(※3) ④ 人件費

(※2) 次年度分のボランティア保険加入代を当該年度の3月中に申し込む場合は、当該年度の助成金での充当を認める。

(※3) この助成金での充当を認めないということであり、お酒を使用した場合に助成しないということではない。

5. 申請・報告手続き

(1) 申請

以下を申請期日までに提出すること。 ※以前の報告書が未提出である場合は申請できない。

- ① 所定の申請書
- ② 振込先口座の通帳の表紙及び1・2ページ目のコピー
- ③ 会則や役員名簿等の団体概要がわかる資料

(2) 報告

以下を活動終了後に速やかに提出する。

- ① 所定の報告書
- ② 助成金の使途が明確に証明できる領収書(コピー可)
- ③ 実施概要がわかる広報チラシと写真(あれば)

6. 問合せ

社会福祉法人三田市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係

住所 〒669-1514 三田市川除675

電話 079-559-5965 FAX 079-559-5945

E-mail chiiki@sanda-shakyo.or.jp